

茂原市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について

【趣 旨】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、千葉県から出された使用制限等の要請に応じた施設や、休業又は適切な感染防止対策にご協力いただいた市内中小企業者等の方に対し、協力金を支給します。

【支給額】

10万円（1店舗あたり）最大30万円

※市内で複数店舗を運営している場合、最大3店舗まで支給します。

【休業等要請期間】

令和2年4月14日（火）～5月6日（水）

※上記の全期間にご協力をいただくことが基本ですが、協力金の支給対象として確認するのは、4月22日(水)～5月6日(水)とします。

【対象要件】

- ①千葉県による使用制限等の要請にご協力いただいた、茂原市内の中小企業及び個人事業主
 - ②新型コロナウイルス感染症拡大防止に協力し、19時以降酒類の提供を控える、休業や営業時間の短縮など感染防止対策をしていただいた茂原市内の飲食店等の中小企業及び個人事業主
- ※千葉県が要請を行った日より前に、営業実態のある事業者が対象となります。

①の対象となる茂原市内の施設（緊急措置期間中休業が条件）

〈千葉県が使用制限等を要請している施設〉

種類	施設	備考
大学等	大学・専門学校・高等専修学校・専修学校・各種学校・日本語学校・外国語学校・インターナショナルスクール	1,000㎡超が対象
劇場等	劇場・観覧場・プラネタリウム・映画館・演芸場	
集会場等	集会場・公会堂・展示場・貸会議室・文化会館・多目的ホール	
	ホテル・旅館（集会の用に供する部分）	1,000㎡超が対象
運動施設等	体育館・屋内屋外水泳場・ボウリング場・スケート場・ゴルフ練習場(※)・バッティング	※屋外施設は対象外、観客席部分

	練習場(※)・陸上競技場・野球場・テニスコート・柔剣道場・スポーツクラブ・ヨガスタジオ	は対象
遊技場等	マージャン店・パチンコ店・ゲームセンター・テーマパーク・遊園地	
博物館等	博物館・美術館・図書館・科学館・記念館・水族館・動物園・植物園	1,000㎡超が対象
遊興施設等	キャバレー・ナイトクラブ・ダンスホール・スナック・バー・パブ・ダーツバー・個室公衆浴場・ヌードスタジオ・のぞき・性風俗店・デリヘル・アダルトショップ・個室ビデオ店・ネットカフェ・漫画喫茶・カラオケボックス・射的場・ライブハウス・場外馬券場	
自動車教習所等	自動車教習所・学習塾・英会話教室・音楽教室・囲碁教室・生け花書道茶道絵画教室・そろばん教室・バレエ教室・体操教室	1,000㎡超が対象

(一部抜粋)

※茂原市では1,000㎡以下の施設でも休業を行った場合は支給対象とします。

【申請手続き】

- ・申請手続きについては決まり次第お知らせします。
- ・申請に必要な書類(予定)

- ・申請書
- ・営業実態が確認できる書類
例) 確定申告書の写し、営業許可証の写し、直近の帳簿の写しなど
- ・休業等の状況が確認できる書類
例) 売上等事業収入額を示した帳簿の写し、休業期間、感染防止対策やテイクアウトを知らせるホームページやチラシの写し、など
- ・誓約書
- ・振込先口座が分かる通帳等の写し

※この協力金は令和2年度補正予算が成立した場合に実施するものとします。

〈お問い合わせ先〉
茂原市経済環境部商工観光課
TEL : 0475-20-1528
FAX : 0475-20-1604
E-mail : syoukou@city.mobara.chiba.jp